

# 資 料

～仕事と家庭生活等の両立のための～

## 境港市の子育て支援の主な事業

- 1 障がい児保育事業
  - ・障がいの程度に応じて保育士を配置し、保育所で障がい児を保育
- 2 延長保育事業
  - ・多様な保育ニーズに応えるため、保育時間を延長
- 3 未満児保育事業
  - ・3歳未満児の受け入れを行い、待機児童を解消
- 4 一時預かり事業
  - ・育児疲れの解消、急病や断続的勤務による一時的な保育に対応
- 5 休日保育事業
  - ・勤務形態の多様化により、日曜祝日等に仕事をする保護者の増加に対応
- 6 病児・病後児保育事業
  - ・病気や病気回復期の病児・病後児のための保育を実施
- 7 ファミリー・サポート・センター事業
  - ・地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と受けたい者からなる会員の相互援助活動の調整

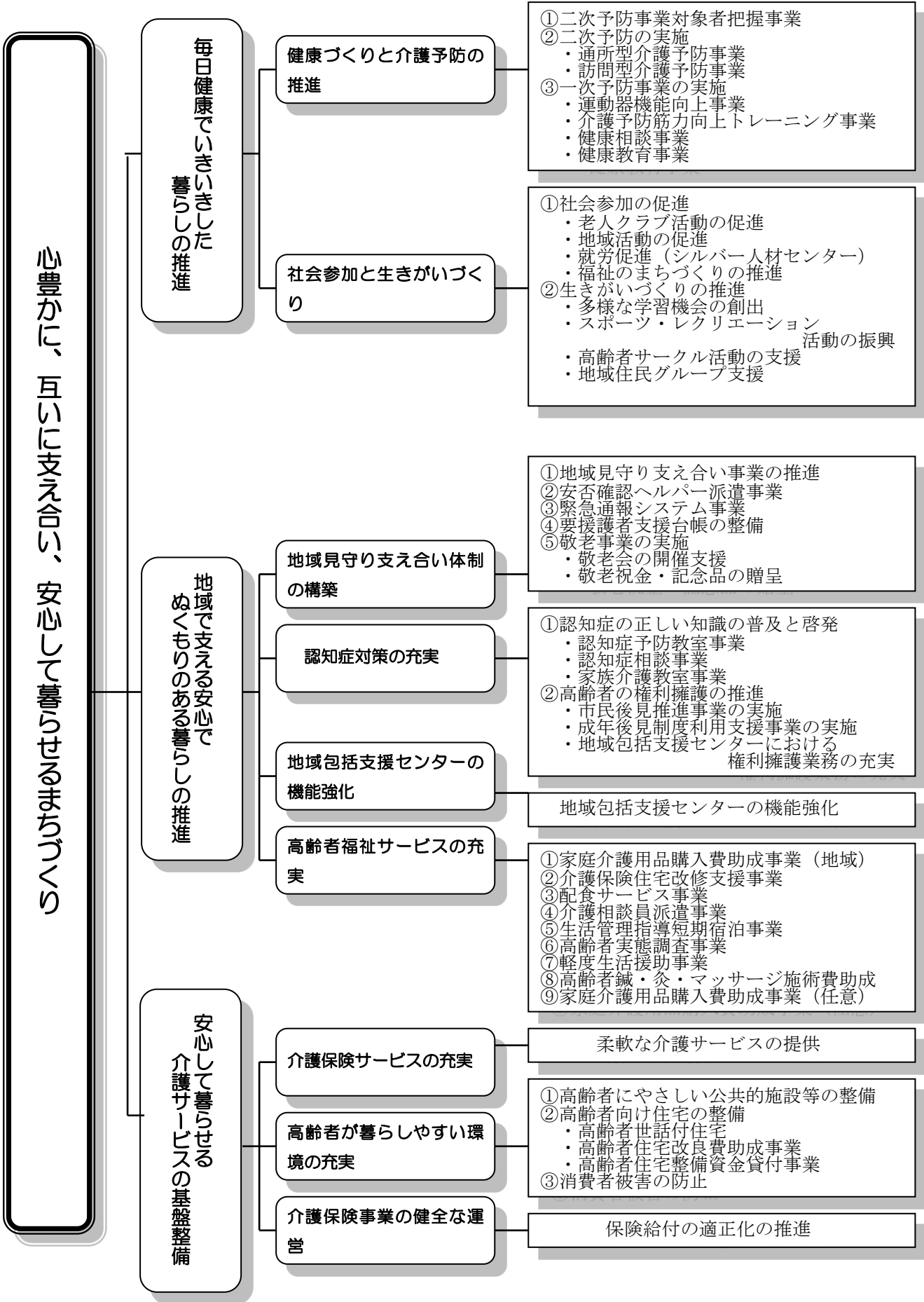
# 高齢者福祉計画・介護保険事業

基本理念

基本目標

施策の柱

主な施策項目



## 地域福祉計画の主な障がい者施策

- 1 障がい者自立支援給付事業
  - ・ホームヘルプサービス、ショートステイ、生活介護等の介護給付費及び就労移行支援費、グループホーム等の訓練給付費等を給付
  - ・身体上の機能障がいを補うための補装具交付・修理費を給付
  - ・身体障がい者の更生に必要であって、その障がい除去または軽減して職業能力を増進し、日常生活能力を回復させるための医療を給付
- 2 身体障がい者自動車改造費助成事業
  - ・身体障がい者が就職、自営等に必要な自動車を取得する場合に、自動車改造費用の一部を助成
- 3 在宅障害者施設活用事業
  - ・施設において入浴サービスを受ける者に対して利用料金の一部を助成
- 4 障がい者地域活動支援センター事業
  - ・事業所等で雇用されることが困難な在宅の障がいのある方を通所させ、その能力に応じた作業訓練を行うことにより、心身障がい者の福祉の向上及びその障がいのある方の家族の社会参加や相互の交流を促進するための拠点となる施設の運営補助
- 5 障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業
- 6 重度心身障がい児（者）福祉タクシー料金助成
- 7 施設入所障がい児（者）在宅生活支援事業
  - ・施設入所している障がい児（者）が一次帰宅した際に、行動上著しい困難がある者への見守り支援、危険回避支援を行い、帰省時の家族をサポート
- 8 聴覚障がい者生活支援事業
  - ・聴覚障がい者の日中活動の機会や集える場所を提供し、コミュニケーション手段の確保と各種情報を提供することにより、社会的孤立の解消及び健康管理の意識向上を図り、地域で安心して生活できるよう支援
- 9 地域生活支援事業
  - ・障害者自立支援法に基づいた支援
  - サービス類型：日常生活用具、移動支援、日中一時支援
- 10 精神障がい者福祉事業
  - ・当事者同士の交流や、生活のスキルアップを目的とした事業を開催
- 11 相談体制の充実と権利擁護の推進
  - ・障がいに応じた相談員の配置、「成年後見サポートセンター運営事業」の推進

# 境港市男女共同参画推進条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条－第9条）

### 第2章 基本的施策（第10条－第17条）

### 第3章 境港市男女共同参画推進審議会（第18条－第21条）

### 第4章 雑則（第22条）

### 附則

境港市では、国や鳥取県とともに、男女の平等と人権の尊重に向けた様々な取組を行っていますが、長い年月をかけて形づくられた性別による役割分担の意識は、今日においても根強く残っており、また、夫婦や恋人間の暴力が問題となるなど男女共同参画社会の実現には、なお多くの課題が残されています。

また、地域力を高め、地域の自立・活性化を図っていくためにも、男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合いながら、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向けて市、市民、事業者、市民活動団体及び教育関係者が、それぞれの役割と責任を担い、協働して取り組んでいくことを決意し、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現に向けて基本理念を定め、市、市民、事業者、市民活動団体及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、だれもが心豊かにいきいきと暮らせる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

### （定義）

第2条 この条例で使う用語の意味を次のように定めます。

（1）男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保されることにより、男女が等しく政治的、社会的及び文化的な利益を受けることができるとともに責任を担うことをいいます。

（2）事業者 営利、非営利を問わず、市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。

（3）市民活動団体 市内において自発的な社会貢献活動を行う非営利の団体をいいます。

（4）教育関係者 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいいます。

- (5) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野において、活動に参加できる機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参加する機会を積極的に提供することをいいます。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快感や不利益を与え、職場や地域社会での生活環境を害することをいいます。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人などの男女間において、身体的、精神的その他の苦痛を与える暴力的な行為をいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる社会を基本理念として推進されなければなりません。

- (1) 男女が、性別にかかわらず、人権を尊重される社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産など性と生殖について、互いの意思や決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことのできる社会
- (4) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に影響されることがなく、自らの意思で自由に活動できる社会
- (5) 男女が、社会のあらゆる分野で、個性と能力を十分に発揮できる社会
- (6) 男女が、家事や育児、介護などの家庭生活における活動の中で、互いが協力し合い対等な役割を担う社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動など、あらゆる社会活動に対等な立場で参加し、かつ、共に責任を担う社会

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置に関するものを含みます。以下同じです。）を策定し、実施しなければなりません。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければなりません。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、市民活動団体、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携し、協働して取り組むよう努めなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければなりません。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければ

ばなりません。

(市民活動団体の責務)

第7条 市民活動団体は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その活動において、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 市民活動団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その教育の場において、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を妨げる次の行為を行ってはなりません。

(1) 性別による差別的取り扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

## 第2章 基本的施策

(男女共同参画推進計画)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく基本的な計画（以下「男女共同参画推進計画」といいます。）を策定するものとします。

2 市は、男女共同参画推進計画の策定及び変更に当たっては、広く市民の意見を反映できるよう努めるとともに、第18条に規定する境港市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとします。

3 市は、男女共同参画推進計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとします。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に行うため、調査研究を行うものとします。

2 市は、市民、事業者、市民活動団体及び教育関係者（以下「市民等」といいます。）が男女共同参画に関する理解を深めるため、前項による調査研究の結果を公表するものとします。

(普及啓発)

第12条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深めるために必要な普及啓発活動を行うものとします。

(市民等への支援)

第13条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供、学習機会の提供その他の必要な支援を行うものとします。

2 市は、男女が共に家庭生活と職場、地域などにおける活動の両立を可能とするため、必要な支援を行うものとします。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとします。

2 市は、境港市男女共同参画センターを、市と市民等が協働で男女共同参画社会の実現を図るための拠点とします。

(附属機関等の委員の構成)

第15条 市は、審議会などの委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女の数の均衡を図るよう努めるものとします。

(相談及び苦情への対応)

第16条 市は、性別による差別的取扱いや基本理念に反する行為など、男女共同参画社会の実現を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民等から相談の申出があった場合には、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとします。

2 市は、市が実施する施策について、市民等から男女共同参画社会の実現に影響を及ぼすと認められる旨の苦情の申出を受けた場合には、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとします。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による苦情への対応に当たり、第18条に規定する境港市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができます。

(年次報告)

第17条 市は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとします。

### 第3章 境港市男女共同参画推進審議会

(設置及び所掌事務)

第18条 次に掲げる事項を調査審議するため、境港市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

(1) 第10条第2項の規定に基づく男女共同参画推進計画に関する事項

(2) 第16条第3項の規定に基づく苦情への対応に関する事項

(3) 前2号に定めるもののほか、男女共同参画に関する重要事項

(組織)

第19条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

(1) 男女共同参画について見識のある人



(2) 公募に応じた人

(3) 前2号に掲げる人のほか、市長が適当と認める人

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはなりません。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 委員は、再任されることができます。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任します。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第21条 審議会の会議（以下「会議」といいます。）は、会長が招集し、会長が議長となります。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集します。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定します。

#### 第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている「境港市女と男とのいきいきプラン」は、第10条第1項の規定に基づき策定された計画とみなします。

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる

分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準

じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を

講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)